

福岡県公報

平成27年1月27日
第3663号

目次

告示 (第37号 - 第46号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公 告		
○落札者等の公示	(市町村支援課)	5
○落札者等の公示	(市町村支援課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
○公共測量の終了 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	7

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8

公安委員会

○特例施設占有者の名称等の変更 (警察本部会計課) 8

告 示

福岡県告示第37号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	北九州 小 竹 線	前	田川郡福智町上野1755番1先から 田川郡福智町上野1858番1先まで	7.8 ～ 19.4	335.8
			前	田川郡福智町上野1755番1先から 田川郡福智町上野1858番1先まで	10.5 ～ 19.4	280.0
			後	田川郡福智町上野1755番1先から 田川郡福智町上野1858番1先まで	7.0 ～ 19.4	280.0

福岡県告示第38号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	北九州 小竹線	田川郡福智町上野1755番1先から 田川郡福智町上野1858番1先まで

福岡県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	甘木 朝倉線 田主丸	前	久留米市田主丸町長栖 572番4先から うきは市吉井町鷹取229 番1先まで	6.0 ～ 13.7	337.0
			後	久留米市田主丸町長栖 572番4先から うきは市吉井町鷹取229 番1先まで	11.3 ～ 18.8	337.0
			後	久留米市田主丸町長栖 572番4先から うきは市吉井町鷹取229 番1先まで	8.5 ～ 25.1	348.0

福岡県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	瑞梅寺 池田線	前	糸島市井原1319番1先か ら 糸島市井原2555番2先ま で	11.8 ～ 15.3	694.5
			後	糸島市井原1319番1先か ら 糸島市井原2556番2先ま で	11.8 ～ 15.2	694.5

福岡県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	瑞梅寺 池田線	糸島市井原2484番1先から 糸島市井原2556番2先まで

福岡県告示第42号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

古賀市

2 事業の種類

古賀市薦野・米多比地区農業集落排水処理施設（仮称）建設事業並びにこれに伴う農業用道路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県古賀市薬王寺字立石地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、古賀市薦野・米多比地区農業集落排水処理施設（仮称）（以下「本体事業」という。）は土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第5号に掲げる「地方公共団体が設置する農業用道路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である古賀市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成26年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業のうち本体事業は、古賀市が同市薬王寺字立石地内において、古賀市薦野・米多比地区農業集落排水処理施設（仮称）を建設するものである。また、関連事業は、本体事業の施行に伴い農業用道路の付替工事が生じたものである。

古賀市の市役所から東方に位置する薦野・米多比地区においては、家庭等から排出される雑排水が、集落内排水路を経由して、又は直接農業用水路へ流入している。この雑排水は、近年の生活様式の変化により汚濁の度合いを増し、農業用水の水質悪化の原因となっており、農業生産物の品質が低下している。また、雑排水の汚濁による環境の変化は、集落内排水路においても見られ、雑排水の滞留によるハエ、蚊の発生及び悪臭の原因となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、農業用排水の汚濁防止が図られ、農業生産性の向上に寄与するとともに、生活環境の改善及び水路、河川等の公共用水域の水質保全が図られるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地に農業振興地域が含まれているが、農業振興地域整備計画の変更について福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、古賀市の土地利用計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、工事の難易度、事業費等の面から3案について検討を行った上で、立地条件がよく、造成工事が容易で、事業費が少ないなど、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、家庭等から排出される雑排水の汚濁によって農業用水の水質悪化を来していることから、農業生産物の品質が低下しており、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は

使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、古賀市から申請のあった古賀市薦野・米多比地区農業集落排水処理施設（仮称）建設事業並びにこれに伴う農業用道路付替工事について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
古賀市役所（建設産業部下水道課）

福岡県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	一般 国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	8.0 ～ 168.0	9,842.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から	3.7 ～	6,941.2

			京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	22.9	
		後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	8.0 ～ 168.0	9,842.2

福岡県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	496号	京都郡みやこ町犀川横瀬58番2先から 京都郡みやこ町犀川横瀬24番2先まで

福岡県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田 川	田川桑野線	田川郡川崎町大字安真木5653番5先から 田川郡川崎町大字安真木5659番1先まで

福岡県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	猪国 豊前柗田線 停車場	田川郡川崎町大字安真木5650番3先から 田川郡川崎町大字安真木5653番5先まで

公 告**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称及び数量
名称 投票用紙（小選挙区）外7件
数量 4,161,000部 外
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部市町村支援課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年11月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
福博総合印刷株式会社
- (2) 所在地
福岡市博多区堅粕三丁目16番36号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
52,915,582円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称及び数量
名称 小選挙区選挙公報 外2件
数量 2,425,500部 外
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部市町村支援課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年12月2日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社西日本新聞印刷
(2) 所在地

福岡市博多区吉塚八丁目2番15号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

45,467,676円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州サッカー普及育成会

(2) 代表者の氏名

江頭 新太郎

(3) 主たる事務所の所在地

大川市大字小保356番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、サッカーのクラブチーム、サッカースクール、体育教室の運営及び指導者の要請等を行い、スポーツを通じた健全な心身の育成に努めるとともに、スポーツ施設を維持するための清掃や管理等によるスポーツ環境の整備を図ることにより、サッカーの普及振興に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年1月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人むゆうげん

(2) 代表者の氏名

木本 伸一郎

(3) 主たる事務所の所在地

田川市魚町10番24号

(4) 定款に記載された目的

この法人は医療、介護、社会福祉、環境保全に関する事業並びに啓発活動を行ない、地域の人々の健康で明るい豊かな生活の形成及び人生の最終段階における穏やかな暮らしへの支援に寄与することを目的とする。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域

終了年月日

田川郡川崎町大字川崎 櫛毛川

平成26年12月17日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成27年1月6日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点、水準）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区	平成27年1月13日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡添田町大字落合地内	平成26年11月13日から 平成27年2月13日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡芦屋町	平成26年12月10日から 平成27年3月27日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類

公共測量（水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成26年12月17日から 平成27年3月25日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市杉塚四丁目330番9及び330番16
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市杉塚四丁目5番16号
陣野 朱美
陣野 勝也

公安委員会

福岡県公安委員会告示第19号

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第2項の規定に基づき、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により指定した特例施設占有者について、同規則第28条第2項第1号に掲げる事項に次のとおり変更があったので公示する。

平成27年1月27日

福岡県公安委員会

変更前		変更後	
氏名又は名称	代表者氏名	氏名又は名称	代表者氏名

福岡ソフトバンクホークス
マーケティング株式会社代表取締役
笠井 和彦福岡ソフトバンクホークス
株式会社代表取締役
後藤 芳光